

## 入札公告

業務委託について、次のとおり一般競争入札（条件付き）を行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月8日

甲斐市水道事業管理者  
甲斐市長 保坂 武

### 1 概要等

- (1) 入札番号 公1
- (2) 事業名
- (3) 件名 甲斐市第2次水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画策定支援業務委託
- (4) 履行場所 甲斐市 地内
- (5) 概要 甲斐市第2次水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画（令和9年度～令和18年度）の策定支援
- (6) 履行期間 契約日翌日～令和9年3月17日
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 なし
- (9) 入札保証金 免除
- (10) 契約保証金 要：請負金額200万円未満免除
- (11) 前金払 適用：請負金額200万円以上
- (12) 部分払 不適用
- (13) 担当部局 公営企業部 上下水道業務課

### 2 入札参加形態

単体による参加。

### 3 入札参加する者に必要な資格等

この公告の入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和7・8年度甲斐市入札参加資格者名簿に登録されている者。

（登録分類：測量・建設コンサルタント） （登録業種：土木建設コンサルタント）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。

- (3) 甲斐市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成30年甲斐市訓令第2号）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。（再生手続開始、又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (6) 次の各号に該当しない者。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者。
  - イ 本入札（開札）日6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
- (7) 上記(3)から(5)については、本入札公告日から入札日まで該当しないこと。
- (8) 地域要件  
山梨県内に本社・本店・営業所等があること。
- (9) 業務実績要件  
平成28年4月以降に、国又は地方公共団体（特殊法人等を含む。）と同種業務の元請としての履行実績があること。
- (10) その他  
仕様書で示す資格等がある場合は満たしていること。

#### 4 入札書の提出期限・場所

- (1) 提出期限 **令和8年4月23日（木）午後5時まで**  
※入札書の日付は、以下の開札日を記載すること。
- (2) 場 所 甲斐市水道事務所 2階 上下水道業務課 経理徴収係  
（以下「経理徴収係」という。）

#### 5 開札日・場所

- (1) 日付 **令和8年4月24日（金）**
- (2) 場所 甲斐市水道事務所 1階 会議室

#### 6 入札参加申請等

- (1) 受付期間
  - ア 一般競争入札参加申出書（様式第1号）  
**入札公告日から令和8年4月14日（火）まで 午前9時から午後5時まで**  
ただし、最終日は午前10時まで。日曜日・土曜日・祝日は除く。
  - イ 一般競争入札参加資格審査申請書ほか（書類提出）  
**入札公告日から令和8年4月15日（水）まで 午前9時から午後5時まで**  
ただし、最終日は午前10時まで。日曜日・土曜日・祝日は除く。
- (2) 提出先 経理徴収係
- (3) 提出方法等  
一般競争入札参加申出書（様式第1号）（以下「参加申出書」という。）をFAXにより

送付すること。(送付後、経理徴収係に必ず電話連絡をすること。)また、FAX送付後、(4)の申請書類を上記イの期間までに経理徴収係に直接持参し、提出すること。

(4) 一般競争入札参加資格審査申請書ほか

ア 一般競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)

イ 業務実績調書(様式第3号)

ウ 以上の提出書類の中で指示する添付書類

(5) その他

ア 上記書類審査の結果については、電話連絡するため、受け取りに来ること。ただし、上記(4)の申請書類提出時に、返信用封筒を併せて提出する場合は、この限りでない。

イ 入札参加資格について不適格の通知を受けた者は、当該結果の連絡を受けた日の翌日から起算して3日以内に入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書(様式第9号)により説明を求めることができる。

ウ 本業務委託の入札は、あらかじめ上記(4)の書類を提出し、入札参加資格が認められた者のみが参加できる。

## 7 事業内容の説明に関する事項

(1) 設計図書等の閲覧期間・閲覧方法

入札公告日から令和8年4月14日(火)午前10時まで

設計図書等は甲斐市ホームページの「しごと・産業>入札・契約」からダウンロードすること。

(2) 設計図書等に関する質問の受付・回答

質問は、参加申出書の提出後、質問書(様式第6号)により以下の期間中に、経理徴収係にFAXにより提出すること。(送信後、経理徴収係に必ず電話連絡をすること。)

質問書には会社名・担当者・電話番号・FAX番号・質問内容等を明示すること。

回答は質問者のみFAXにより回答し、甲斐市ホームページで閲覧可能にする。なお、質問のない者は質問書の提出を要しない。また、質問は仕様書等の積算に関する質問のみとする。

◇質問期間 入札公告日から令和8年4月14日(火)午前9時から午後5時まで

(ただし、最終日は午前10時まで。日曜日・土曜日・祝日は除く。)

◇回答期限 令和8年4月15日(水)午後5時まで

(3) その他

入札方法・提出書類に関する質問は、随時受け付ける。

(ただし、日曜日・土曜日・祝日は除く。)

## 8 立会申請に関する事項(入札参加者のうち希望する場合のみ)

(1) 立会方法

入札参加者は開札に立会うことができる。その場合、立会申請書を提出すること。詳細は「郵便等入札の注意事項」を参照すること。

(2) 立会申請書提出期限 令和8年4月22日(水)午後5時まで

(3) 立会申請書提出場所 経理徴収係

## 9 入札に関する注意事項

- (1) 入札は1回とし、1回目の入札で落札者がいない場合は、最低価格者のみと協議を行う。
- (2) 入札書は、指定の様式（様式第4号）を使用し、公告で指定した提出期限までに、経理徴収係に必着しなければならない。それ以外は認めない。また、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。（封筒に入札書及び内訳書を入れ、封緘封印をすること。）
- (3) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって請負金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札時に「積算内訳書」を提出すること。積算内訳書の内容は設計図書等に準じ、数量、単価及び金額等を明示し作成するものとする。なお、積算内訳書は参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合は入札を無効とする。（積算内訳書の内容は、入札書の金額と一致すること。）
- (5) 入札の心得及び郵便入札の注意事項を熟読して参加すること。
- (6) 最低入札者数は2者とする。最低入札者数が確保できない場合は入札を中止とする。

## 10 入札の辞退

参加申出書を提出した後、入札を辞退する場合は、指定の様式（様式第7号）を使用し、以下の各号に掲げるところにより提出するものとする。なお、入札を辞退した者は、これを理由として辞退以降に不利益な取扱いを受けることはない。

- (1) 入札辞退届を直接持参する場合にあつては、入札日前日までに経理徴収係に提出すること。
- (2) 入札辞退届を郵送する場合にあつては、入札日前日までに経理徴収係に到着するものとする。この場合は、併せて電話連絡すること。

## 11 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に同時に参加してはならない。
- (6) 開札時は、経理徴収係以外の職員が立会いの上、開札を行う。

## 1 2 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めるときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は弁償の責任を負わないものとする。

## 1 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 記名及び押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒にした入札
- (7) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員と一緒にした入札
- (8) 同一の入札で、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく官公需適格組合とその組合員と一緒にした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき

## 1 4 その他

- (1) 提出書類は指定の様式（指定のある書類）とし、甲斐市ホームページの「しごと・産業>入札・契約」からダウンロードして作成すること。
- (2) 入札参加者が、入札までに入札参加に関する条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。
- (3) 入札参加資格申請等の作成に要する費用は、入札参加資格申請者の負担とする。
- (4) 提出された申請書類・資料については返却しない。
- (5) 契約締結日は、落札決定の日から3開庁日とする。
- (6) 契約締結日翌日が日・土・祝日にあたる場合は、その翌開庁日を履行期間の開始日とする。

## 1 5 問合せ先

〒400-0115 山梨県甲斐市篠原2534番地1  
甲斐市役所 公営企業部 上下水道業務課 経理徴収係（水道事務所2階窓口）  
TEL 055（276）0734 FAX 055（276）2177